大阪市総合コールセンター（なにわコール）
大阪市の制度・手続き、イベント情報などをご案内しています。
☎06-4301-7285　FAX06-6373-3302(8:00～21:00 ※年中無休)

はじまりの旭 Rising Sun

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO 2025

クローズアップ あさひ

令和7年 憲法記念日知事表彰
旭区民生委員児童委員協議会
会長 中島 正人さん

平成13年12月に民生委員・児童委員に委嘱されて以降、20年以上の長きにわたり、地域福祉の身近な相談者として熱心に活動されました。現在は旭区中宮地区委員長としても長くご活躍されています。
受賞おめでとうございます!

問合せ 旭区民生委員児童委員協議会事務局
区役所 福祉課(2階28番)内 ☎06-6957-9908

あさひファン★フェスタを開催しました!

6月1日(日)に城北公園で「あさひファン★フェスタ」を開催しました。地域や商店街の皆さま、区内の学校など、さまざまな方のご協力のもと、天候にも恵まれて約2万8千人もの方にご来場いただき、誠にありがとうございました。
会場内での清掃活動やごみの分別などを通じて、SDGsの取組にもたくさんの方にご参加いただきました。また、大阪・関西万博のPRブースやステージも大いに盛り上がりました。

問合せ 区役所 まち魅力課(1階3番)
☎06-6957-9009

第75回「社会を明るくする運動」強調月間 旭区民大会「我が野球人生」 無料 先着

「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止とあやまちを犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で75回目を迎えます。
旭区では、野球解説者で阪神OB会長の掛布 雅之(かけふ まさゆき)さんをお招きして、旭区民大会を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

日時 **7月19日(土) 14:00（13:30開場）**
場所 旭区民センター 大ホール(中宮1-11-14)
※7月20日が参議院議員通常選挙の場合は会場を変更します
出演 掛布 雅之 氏(野球解説者・阪神OB会長)　内容 講演「我が野球人生」
定員 先着500名(要整理券・旭区民優先)
整理券 旭地区保護司会サポートセンター(千林2-6-4)にて1人1枚配布
配布時間は平日の10:00～15:00
主催 旭区「社会を明るくする運動」推進委員会
旭地区保護司会、旭区更生保護事業助成会、旭区更生保護女性会、旭地区BBS会、旭区青少年育成推進会議
問合せ 旭地区保護司会 ☎06-6180-9771

小学校で育てた旭区の花「ハナショウブ」を城北菖蒲園で展示しました!

清水・古市・大宮・高殿・大宮西・城北・新森小路・太子橋・高殿南小学校で、地域のグリーンコーディネーターやボランティアの皆さま方のご協力のもと、児童が育てた区の花「ハナショウブ」を城北菖蒲園で展示しました。一生懸命育てた元気なハナショウブたちが、来園者を楽しませていました。

▲ハナショウブの展示の様子

問合せ 区役所 まち魅力課(1階3番) ☎06-6957-9009

7月は「少年非行・被害防止強調月間」、「暴走族追放強調月間」です

青少年の非行・被害防止、暴走族追放、ペアレンタルコントロールなどによるインターネット利用にかかる子どもの犯罪被害防止の取組みを推進します。

問合せ 区役所 地域課(1階1番) ☎06-6957-9206

水害から街を守る 水防団員募集中!

堤防の監視、警戒、防潮鉄扉の開閉作業など、あなたの地域の水防活動にその力を発揮してみませんか?
水防組合では、集中豪雨や津波など水災害から生命と財産を守る水防活動に参加してくださる方を新たに募集しています。

訓練 年2～3回程度
報酬 班員:年間報酬4,200円・出勤6,500円/回(上限)・訓練6,500円/回
入団資格 区内に在住、在勤又は在学の18歳以上の方
問合せ 淀川左岸水防事務組合 ☎072-841-2310

Q 水防団とは?

A 水防法に基づき自治体などが設置する地域住民の防災組織です。

水防団を構成する人たちは、普段はそれぞれの地域で生活している自営業や会社員といった民間の人たちですが、非常時には水防団員として出動します。水防団の活動は、水害から地域の住民と財産を守るために行う活動です。
淀川左岸水防事務組合は、大正6年の淀川の堤防の決壊を受けて大正8年に設立され、令和元年に100周年を迎えました。55区域の水防分団で構成されており、多くの団員が水防活動に従事しています。旭区では清水・古市・赤川の3分団があります。

Q 水防団の役割は?

A 普段から堤防を点検し、洪水等の災害時に現場に駆け付け、被害を最小限に食い止め、水害から私たちの生命と財産を守るのが仕事です。

高潮、津波等注意報・警報が発令された時や震度4以上の地震が発生したとき、水防法により知事から緊急出動の指示を受けた時などに出動します。

Q 費用弁償などはありますか?

A 水防団員は非常勤の公務員という身分を有しています。

水防訓練への参加や、洪水などの水防作業に従事した場合には出務手当、作業手当などが支給されます。また、班員には報酬が支給され、階級が上がるのに合わせて報酬額も上がります。

旭区のSDGsゴールを選定しました

旭区では、「11.住み続けられるまちづくりを」を目標に、「安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区」をめざします。

問合せ 区役所 総務課(3階31番) ☎06-6957-9625

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。
広告

「広報あさひ」は、毎号42,000部発行し、1部あたりの発行単価(配付費用を含む)は約29円です。(そのうち約2円を広告収入で賄っています)